

# 酒々井町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 26 年 8 月

酒々井町交通安全対策連絡協議会

## 1. 目的

平成 24 年に全国で相次いで発生した登下校中の児童の死傷事故を受けて、酒々井町では平成 24 年 8 月に関係機関が連携した「緊急合同点検」を実施し、各機関で通学路における交通安全に努めているところです。

これらの取り組みを継続して実施するとともに、点検結果に基づく対策の実施状況の確認、対策効果の把握及び検証、検証結果による改善等を効果的かつ効率的に行うために「酒々井町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後も本プログラムに基づき、関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるよう継続的に通学路の安全確保に取り組んでまいります。

## 2. 組織

### 2.1 通学路交通安全対策連絡協議会の設置

学校関係者、道路管理者及び交通管理者等の関係機関で連携を図るため、以下のメンバーで組織する「通学路交通安全対策連絡協議会」を設置しました。

#### ➤ 学校関係者

- ・酒々井町立酒々井小学校（職員、PTA、地区委員など）
- ・酒々井町立大室台小学校（職員、PTA、地区委員など）
- ・酒々井町立酒々井中学校（職員、PTA、地区委員など）
- ・酒々井町教育委員会 学校教育課

#### ➤ 道路管理者

- ・国土交通省千葉国道事務所酒々井出張所
- ・千葉県印旛土木事務所
- ・酒々井町まちづくり課

#### ➤ 交通管理者

- ・佐倉警察署 交通課

#### ➤ 交通安全普及

- ・佐倉交通安全協会酒々井支部
- ・酒々井町総務課

### 2.2 役割

学校関係者及び交通安全普及関係者は、PTAや生徒へのヒアリング、交通安全指導状況などにより通学路における危険箇所の把握及び対策効果の把握に努め、道路管理者及び交通管理者に報告します。

道路管理者及び交通管理者は、要改善箇所の対策案について検討し、関係機関による合同点検の際に互いに提案し、連携した対策案を実施することで通学路の安全確保に努めます。

### 3. 方針

#### 3.1 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、抽出した危険箇所について関係機関による合同点検、対策の検討、さらには実施された対策の状況確認、効果の把握及び検証を行うとともに、検証結果による改善等を検討します。

#### 3.2 定期的な合同点検の実施

- ① 町内2小学校、1中学校の通学路等において、8月に合同点検ができるよう各校のPTAや生徒などからの意見を集約し、要点検箇所の抽出を行います。
- ② 学校から抽出された要点検箇所について、事前に各関係機関に位置、危険な状況等を報告し、それぞれが対策案を検討します。
- ③ 要点検箇所について、年1回（原則8月）関係機関による合同点検を実施します。

#### 3.3 対策の検討（Plan）

合同点検実施後に各関係機関で可能な対策案を協議し、ソフト及びハード対策案、短期的及び長期的な対策案など総合的な対策案について検討します。

#### 3.4 対策の実施（Do）

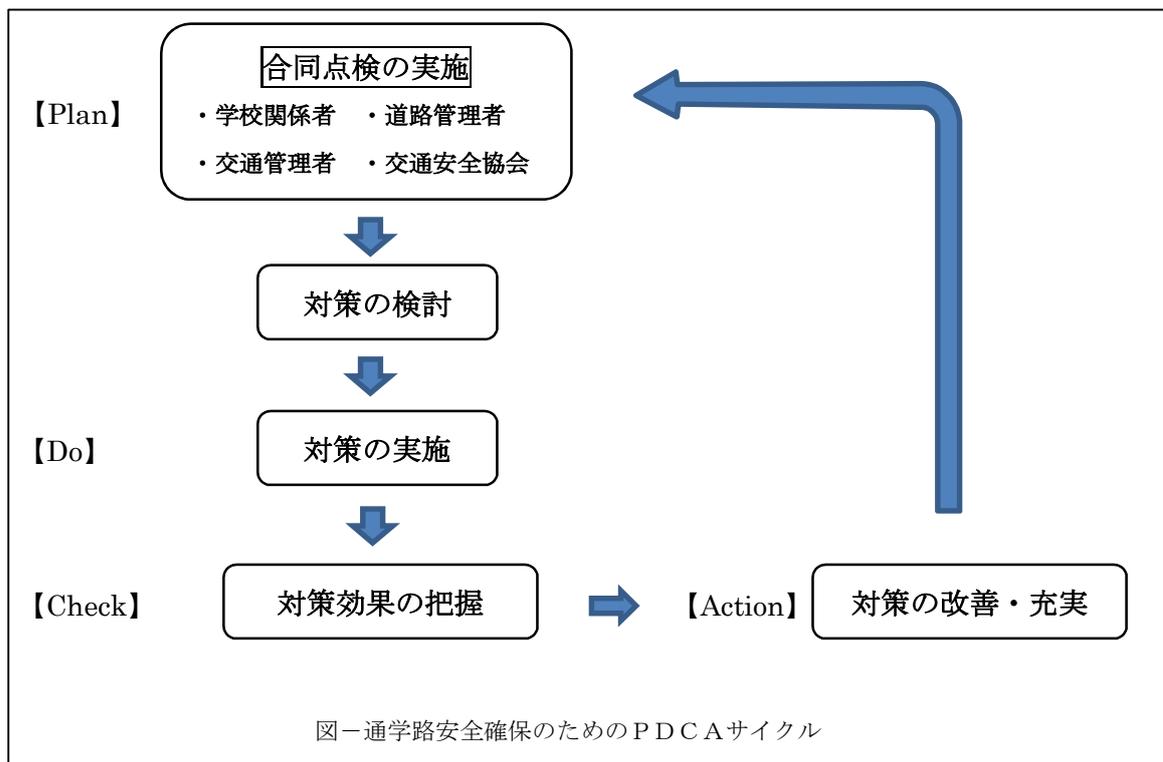
それぞれの関係機関で連携し、効果的な対策を実施します。

#### 3.5 対策効果の把握・検証（Check）

対策実施後の箇所については、実際に安全性が図られたどうか、道路利用者や児童にヒアリングするなど効果の把握に努めます。

#### 3.6 対策の改善・充実（Action）

対策実施箇所について、ヒアリング結果を基に更なる改善が必要かどうか、また、他の対策が必要かどうかなど検討し、対策の充実を図ります。



#### 4. 公 表

点検箇所や結果及び対策の内容については、関係機関で認識を共有し、住民にも周知できるように「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、酒々井町のホームページで公表します。

##### ➤ 平成 26 年度

- ・ 点検結果一覧表（合同点検日：平成 26 年 8 月 21 日）
- ・ 点検箇所図
- ・ 改善状況（平成 27 年 2 月現在）